

## 新型コロナウイルス関連情報（5月5日現在）

1 喫連邦保健省によれば、5日（火）15時現在、新たにオーストリア国内で28名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び6名の死亡事例が報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は15,579名（内死亡数：606名、治癒数：13,462名）となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・チロル州 : 3,509名（+ 0）（内死亡105名、治癒3,244名）
- ・ニーダーエーステライヒ州 : 2,650名（+ 12）（内死亡 95名、治癒2,310名）
- ・ウィーン市（州） : 2,557名（+ 16）（内死亡137名、治癒1,902名）
- ・オーバーエーステライヒ州 : 2,258名（+ 0）（内死亡 57名、治癒2,115名）
- ・シュタイアーマルク州 : 1,777名（+ 3）（内死亡134名、治癒1,300名）
- ・ザルツブルク州 : 1,214名（- 5）（内死亡 36名、治癒1,119名）
- ・フォアアールベルク州 : 874名（+ 0）（内死亡 18名、治癒 828名）
- ・ケルンテン州 : 411名（+ 1）（内死亡 13名、治癒 383名）
- ・ブルゲンラント州 : 329名（+ 1）（内死亡 11名、治癒 261名）

（当館注：ニーダーエーステライヒ州で2名、ウィーン市、オーバーエーステライヒ州、シュタイアーマルク州、フォアアールベルク州で各1名の死亡数が新たに計上され、合計606名となりました。）

2 4日、ウィーン市交通局は今後の公共交通機関運行スケジュールについて発表を行いました。地下鉄は11日（月）から、バスとトラムは18日（月）から通常のスケジュールに戻ります。ただし、15日（金）からの再開が予定されているレストラン等の営業時間が23時までとなっているため、地下鉄の夜間運行

は引き続き行われません。また、オーストリア連邦鉄道（O e B B）のウィーン近郊路線についても11日（月）から通常のスケジュールに戻る旨発表しています。

3 1日からの外出規制等の緩和について、内容を一部修正の上、改めてお知らせします。

- ・公共の場所における同居人以外の者との1メートルの保持義務、特に屋内の公共の場所のマスク着用義務（電車等の大量輸送機関含む。）。
- ・（店舗等の）事業所の立入は1人あたり10平米以上を確保、1メートルの保持及びマスク着用義務（マスク着用義務については店舗にて仕切り等により同等の予防措置が可能な場合にはその限りではない）
- ・職場における1メートルの保持義務（不可能の場合は代替策を講じる）。マスク着用義務は労使の合意により可能。
- ・同居人以外の者との自動車同乗はマスク着用、一列あたり2人まで着席可（タクシー等含む）。
- ・保健・社会分野での職業訓練、高校卒業試験・職業訓練修了（資格取得）試験準備、自動車教習、治安警察法に基づく教育のための施設の立ち入り許可。1メートル保持及びマスク着用義務（不可の場合は代替策）、ただし幼稚園は例外、また大学及びその他学校については別途規制。
- ・飲食店（テイクアウト営業を除く）、ホテルの旅行客向けの営業禁止（当館注：政府により発表された5月15日以降の規制緩和のために今後省令改正が行われると思われます）。
- ・スポーツ施設の利用は原則禁止。プロ選手（国際的に活躍する選手及びサッカー1部リーグ選手）・コーチ等による公共施設以外の利用を許可。また、公共

施設でない野外における，性質上2メートルの距離が確保できるスポーツに限り一般利用を許可。

- ・引き続き，博物館・展覧会，図書館，余暇・遊興施設（テーマパーク，プール，動物園，劇場，コンサート場，映画館等）の立ち入りを禁止。
- ・行事は10名（葬儀は30名）までに制限（私的住居での催し，集会法上の集会（デモ活動），職業上やむを得ない集会は適用外）。他人との1メートルの保持義務。室内の場合は加えてマスク着用及び1名につき10平米の確保義務が発生（当館注：「行事」には文化行事，結婚式，会議等が含まれます）。
- ・満6歳以下の子供及び健康上の理由から困難な場合はマスクの着用義務は適用しない
- ・1メートルの距離の保持義務は障害者とその介助者には適用しない。

4 新型コロナウイルスは風邪と同様に，せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので，手洗い，人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお，オーストリア保健・栄養安全機関（AGES）は，新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し，消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に，約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口，目，鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・鼻をかむ際，咳をする際は使い捨てティッシュに行くか，腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月－金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○新型コロナウイルスに関する Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 0 1） 5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 0 1） 5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：[https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)